

# 売買契約 地主様お支払い最長期間について

【受電地点特定番号】  
 2022年11月17日

株式会社エネリューション 様

東京電力パワーグリッド株式会社  
 ネットワークサービスセンター

## 接続契約のご案内

毎度お引立てに預かり厚くお礼申し上げます。  
 このたびは接続契約に関するお申込みをいただきありがとうございます。  
 つきましては、2022年8月26日 No. MS22GH2055761 にて、お申込みいただきました内容について、協議をさせていただきました結果を下記のとおりご案内申し上げます。

### 記

発電場所			
発電所名	E L Nつくば市第一発電所	標準電圧	6,000 ボルト
接続開始予定日	2026年6月30日		
発電出力	--- キロワット	再生可能エネルギー発電設備	太陽光 インバータ --- キロワット
最大受電電力	495 キロワット		
その他の自家発電設備等	設置なし		
工事費負担金	再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）による工事費負担金（概算額） 円（うち消費税等相当額 円）		
工事費負担金の支払期日	詳細設計完了後、別途ご案内いたします。	工事着手予定月（工事所要日数）	2026年2月（約140日）
工事概要等	1. 別紙『工事概要』記載の通りとなります。 2. 本契約により施設した電気設備は、当社の所有となります。 3. 上記工事概要ならびに工事所要日数は、詳細設計および用地取得前等の内容であるため、変更となる可能性がございます。 4. 上記工事費負担金は、概算額での採算のため、詳細設計完了後、すみやかにお知らせさせていただきます。 5. 工事費負担金は、工事完成後、すみやかに過不足精算させていただきます。なお、法令の改正による消費税率変更後に工事が落成した場合には、変更後の税率で精算させていただきます。 6. 工事着手後において、発電者がお申込みを取消または変更した場合、使用を延期したために損害が生じた場合は、当社は、これらに要した費用および損害を発電者から申し受けます。 また、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当しない場合は、工事費負担金に充当される当社の契約要綱による系統連系保証金に相当する額を返還しないものとします。 7. 接続開始日以降、法令に定める受電用計量器等の取り替えに関わる工事について、当社は、その工事費を工事着手前に発電者から申し受けます。 8. 別途、工事費負担金契約書の締結をお願いする場合がございます。 9. 本契約は、当社の契約要綱によるものとします。 10. 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」にもとづき、認定取得日から運転開始期限および失効日が設定されます。 11. 上記内容と契約要綱との間に齟齬が生じた場合は、内容の変更又は修正する趣旨であることが明確に記載されたものである場合を除き、契約要綱の内容が優先するものとします。		

## 売買契約のお支払いについて

- ・お支払いの最長の期間は、  
 工期によって変動がある時がございますが、  
 当社では東京電力からの「接続検討回答」より  
 日付が2年以内にお支払い致します。

例 2022年11月17日

↓  
 2024年11月16日 までにお支払い致します。

## 接続開始予定日：

こちらは当社が太陽光発電事業を行うにあたり、  
 通電開始時期の予定日になります。

こちらの日付が 2026年6月30日 の場合でも

地主様にお支払いさせて頂く時期は、  
 最長期間でも「接続検討回答」より  
 日付が2年以内にお支払い致します。